

宮崎市規則第10号

宮崎市行政不服審査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）（他の法令において準用する場合を含む。）及び宮崎市行政不服審査条例（平成28年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の議事)

第2条 条例第6条第1項の合議体は、これを構成する全ての委員の、同条第2項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 条例第6条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 条例第6条第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第3条 宮崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(審査会の調査審議の手續)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(費用負担)

第5条 条例第11条後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		金額
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき 10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき 50円

写し又は書面の送付に要する費用	郵便料金相当額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。	